

上場会社等に内部者取引規制に係る社内体制の再点検等を求める制度の整備に伴う業務規程の一部改正について

平成26年1月31日
東京証券取引所自主規制法人

I 趣旨

一昨年12月に公表された金融審議会インサイダー取引規制に関するワーキング・グループによる報告書「近年の違反事案及び金融・企業実務を踏まえたインサイダー取引規制をめぐる制度整備について」を踏まえ、当法人は、上場会社等の役職員の行為が内部者取引に該当するとして行政庁により措置がなされた場合等においては、当該上場会社等における内部者取引等の未然防止に向けた体制整備に資することを目的として、当該上場会社等に対し、社内体制の再点検等を求ることとします。

II 概要

項目	内容	備考
1. 上場会社等の役職員による内部者取引規制違反に対する行政庁による措置等に伴い再点検の実施等を求ること	<ul style="list-style-type: none">上場会社等の役職員の行為が、会社関係者による内部者取引に該当するなどとして、行政庁により課徴金納付命令勧告その他の措置がなされた場合において、必要があると認めたときは、当該上場会社等に対し、社内体制について再点検を実施するよう求めるものとします。また、再点検を求めた場合には、当該上場会社等において社内体制に問題がないと判断した場合にはその旨を、問題があると判断した場合には改善措置等を記載した文書による報告を求めるものとします。当法人が、有価証券の売買等の審査の結果、上場会社等の役職員の行為が内部者取引等に該当するおそれがあると認めた場合であって、行政庁による措置に至らなかったときにも、必要があると認めた場合には、当該上場会社等に対し、上記の再点検の実施を求めるものとします。	<ul style="list-style-type: none">内部者取引に限らず、不正な情報提供行為や取引推奨行為に該当するとされた場合も同様の取扱いとします。社内体制についての再点検の結果に関する文書による報告は、行政庁により課徴金納付命令勧告その他の措置がなされた場合にのみ求めるものとします。
2. その他	<ul style="list-style-type: none">その他所要の改正を行います。	

III 実施時期（予定）

平成26年4月1日から施行します。

以上